

インターネット基盤整備基金資産規程新旧対照表

改正案	現行	備考欄
インターネット基盤整備基金資産規程 第 1 条（設置の目的） 一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「当センター」)における定款第 4 条に定められた事業のうち次条に定める事業について、積極的かつ安定的運営に資するためインターネット基盤整備基金資産（以下「基金資産」）を設ける。 (略) 第 3 条（基金資産の構成と繰入） 基金資産は以下をもって構成する。 (1)流動資産たる現金預金からの繰入金 (2)基金資産の運用より生じた収益(以下「運用収益」)からの繰入金 2 基金資産への繰入は、前項第 1 号及び第 2 号の資金から理事長の決裁により行う。 第 4 条（運用収益の処理） 運用収益は、インターネット基盤整備基金資産収益として各々適切な勘定科目により計上するものとする。 2 前項で計上された運用収益は第 2 条に定める事業の資金とすることが出来る。 第 5 条（基金資産から事業資金等への充当） 第 2 条各号に規定する事業の実施に要する経費の一部または全部を理事会の決議を経て、総会における決議により、基金資産を取り崩し、充当することが出来る。 2 前項に関わらず、定款第 3 条に定める目的を達成するための資金として一部または全部を理事会の決議を経て、総会における決議により、基金資産を取り崩し、実施資金とすることが出来る。	インターネット基盤整備基金資産規程 第 1 条（設置の目的） 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「当センター」)における定款第 4 条に定められた事業のうち次条に定める事業について、積極的かつ安定的運営に資するためインターネット基盤整備基金資産（以下「基金資産」）を設ける。 (略) 第 3 条（基金資産の構成） 基金資産は以下をもって構成する。 (1)前期繰越収支差額(繰越金)からの繰入金 (2)基金資産の運用より生じた収入(以下「運用収入」)からの繰入金 第 4 条（基金資産への繰入） 前条第 1 号の基金資産への繰入は、収支予算の定めるところにより行なう。 第 5 条（運用収入の処理） 運用収入は、一般会計の基金資産運用収入として収入するものとする。 2 前項で収入された運用収入は決算時に基金資産に繰入れ、運用するものとする。 第 6 条（基金資産の事業資金への充当） 第 2 条に規定する事業の実施に要する経費の一部または全部を収支予算に定めることにより基金資産の一部から充当することができる。	(追加) (追加) (修正) (修正) (統合・修正) (修正) (修正) (修正) (追加)

インターネット基盤整備基金資産規程新旧対照表

改正案	現行	備考欄
第 6 条（運用、管理） 基金資産は理事長が管理し、安全、有利な方法により運用しなければならない。運用方法等は別に定める資産運用規程による。	第 7 条（運用/管理） 基金資産は理事長が管理し、安全、有利な方法により運用しなければならない。運用方法等は別に定める資産運用規程による。	（修正）
第 7 条（理事会報告） 基金資産運用に関する計画、結果等の報告は別に定める資産運用規程により<u>行う</u>ものとする。	第 8 条（理事会報告） 基金資産運用に関する計画、結果等の報告は別に定める資産運用規程により行なうものとする。	（修正） （修正）
第 8 条（繰替運用） 理事長は年度開始当初(第一四半期)において一時的に資金が不足し、財政上必要があると認めたときは、<u>確実な繰戻しの方法を示した上で</u>、期間を定めて基金資産に属する現金を一部取り崩し、繰替運用により基金資産から資金を調達することが出来る。但し、この実行にあたっては理事会の承認を得なければならない。また、繰替運用を<u>行った</u>場合には、第一四半期内に充当しなければならない。	第 9 条（繰替運用） 理事長は年度開始当初(第一四半期)において一時的に資金が不足し、財政上必要があると認めたときは、<u>確実な繰戻しの方法</u>、期間を定めて基金資産に属する現金を一部取崩し、繰替運用により資金を調達することが出来る。但しこの実行にあたっては理事会の承認を得なければならない。また、繰替運用を行なった場合には、第一四半期内に充当しなければならない。	（修正） （修正） （修正）
第 9 条（規程の改廃） この規程の改廃は、理事会の<u>決議</u>を経て<u>行う</u>。	第 10 条（規程の改廃） この規程の改廃は、理事会の議決を経て行なう。	（修正） （修正）
第 10 条（雑則） この規程に定めるもののほか基金資産に関し必要な事項は、理事長が別に定める。	第 11 条（雑則） この規程に定めるもののほか基金資産に関し必要な事項は、理事長が別に定める。	（修正）
附則 1 この規程は、2004 年 4 月 1 日から施行する。 2 2010 年 1 月 27 日付の改正は、2010 年 1 月 27 日から施行する。 3 2017 年 2 月 8 日付の改正は、2017 年 2 月 8 日から施行する。	附則 この規程は、2004 年 4 月 1 日から施行する。 この規程は、2010 年 1 月 27 日から施行する。	（追加） （修正） （追加）